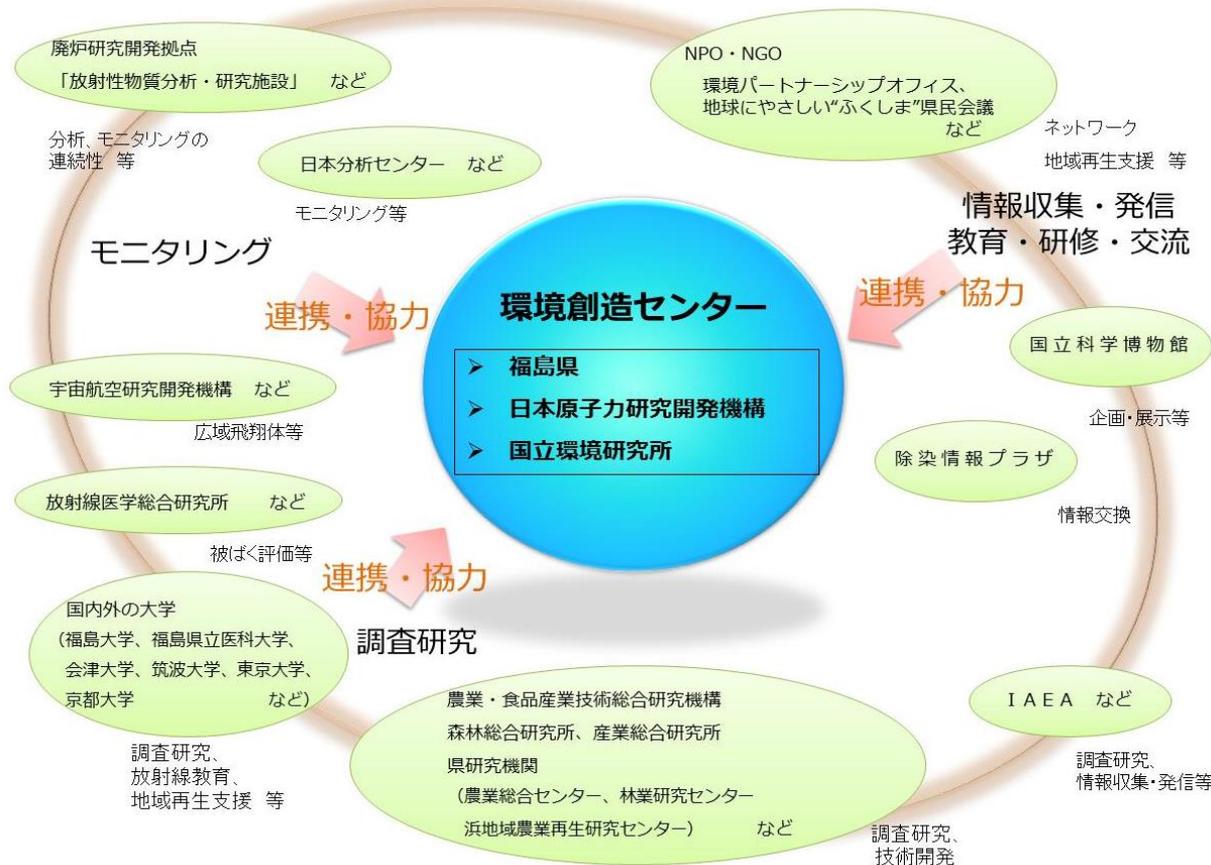


● 環境創造センター事業の実施にあたっての基本的考え方

① 県民が安心して生活できる環境の一刻も早い実現

② 県民の多様化するニーズに応えられる安全と安心が確保された社会の構築

県、原子力機構、国環研の三者が、総合的、発展的な連携・協力に取り組むための基盤整備・体制強化を図りつつ、効果的・効率的な調査研究等の事業を行う体制の構築に総力を挙げて取り組む。



○モニタリング

空間線量や放射性物質のきめ細やかで継続的なモニタリングを行うとともに、緊急時におけるモニタリング体制を整え、緊急時の対応に当たります。

○情報収集・発信

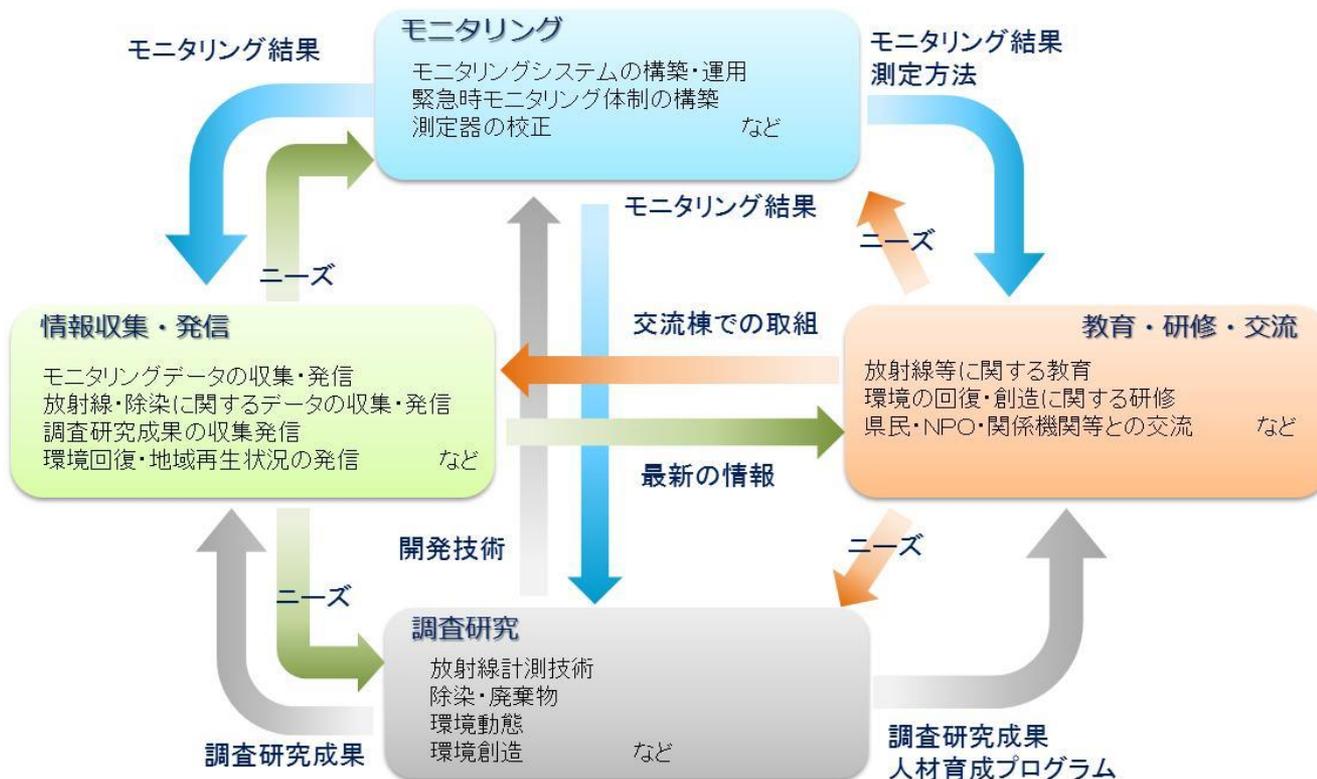
関係情報を収集整理し、県民等が分かりやすい形で活用できるような情報発信体制の整備を進めるとともに、世界が注目する知見や経験を国際的に共有するための積極的な情報収集・発信を行います。

○調査研究

放射線計測、除染・廃棄物、環境動態、環境創造について調査研究を優先度に応じて計画的、体系的に進め、適時・的確にその成果を活用していきます。

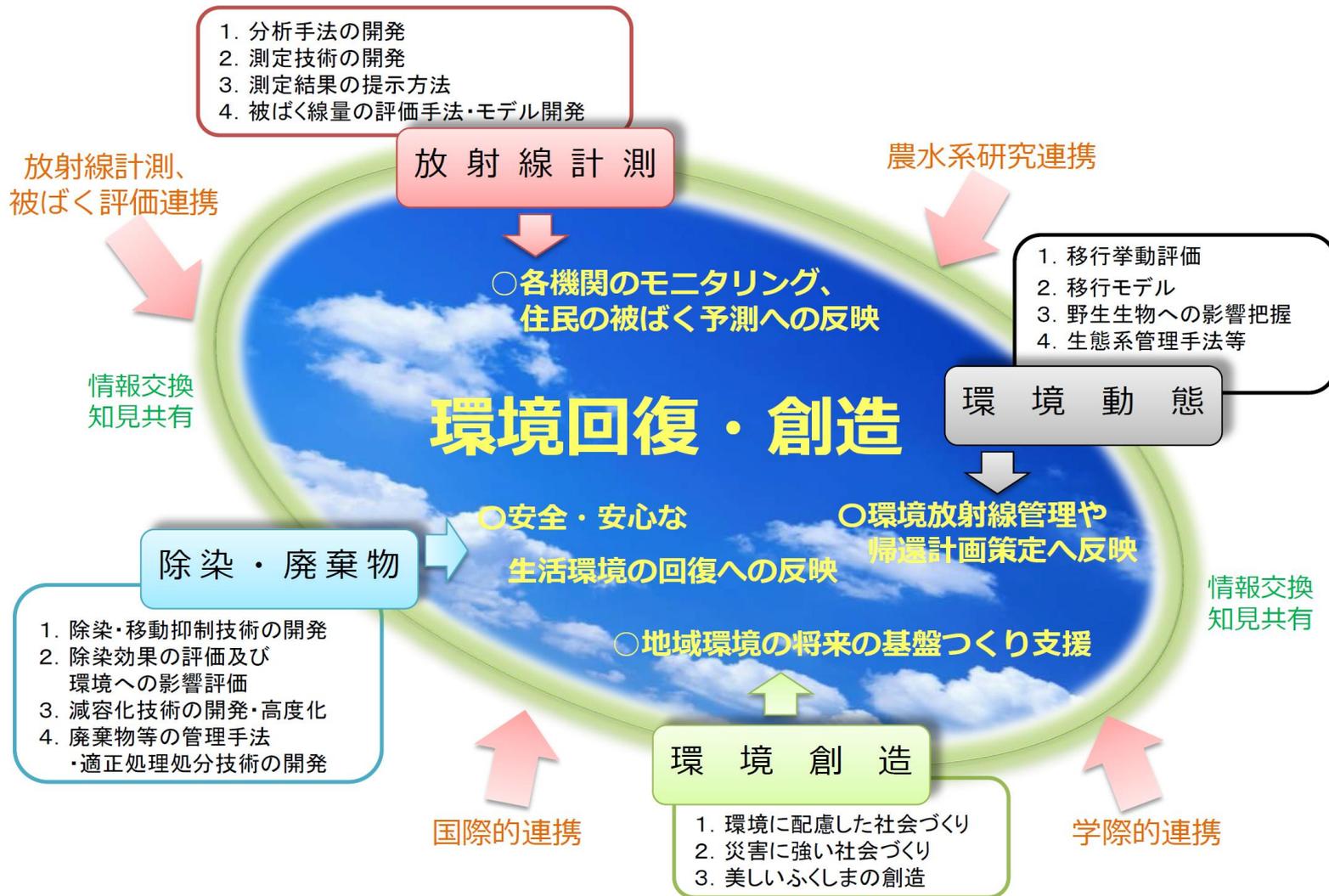
○教育・研修・交流

福島県の環境の現状や放射線に関する正確な情報を伝え、本県の未来を創造する力を育むための教育・研修・交流に取り組みます。また、大学等と連携した長期にわたる人材育成に貢献します。



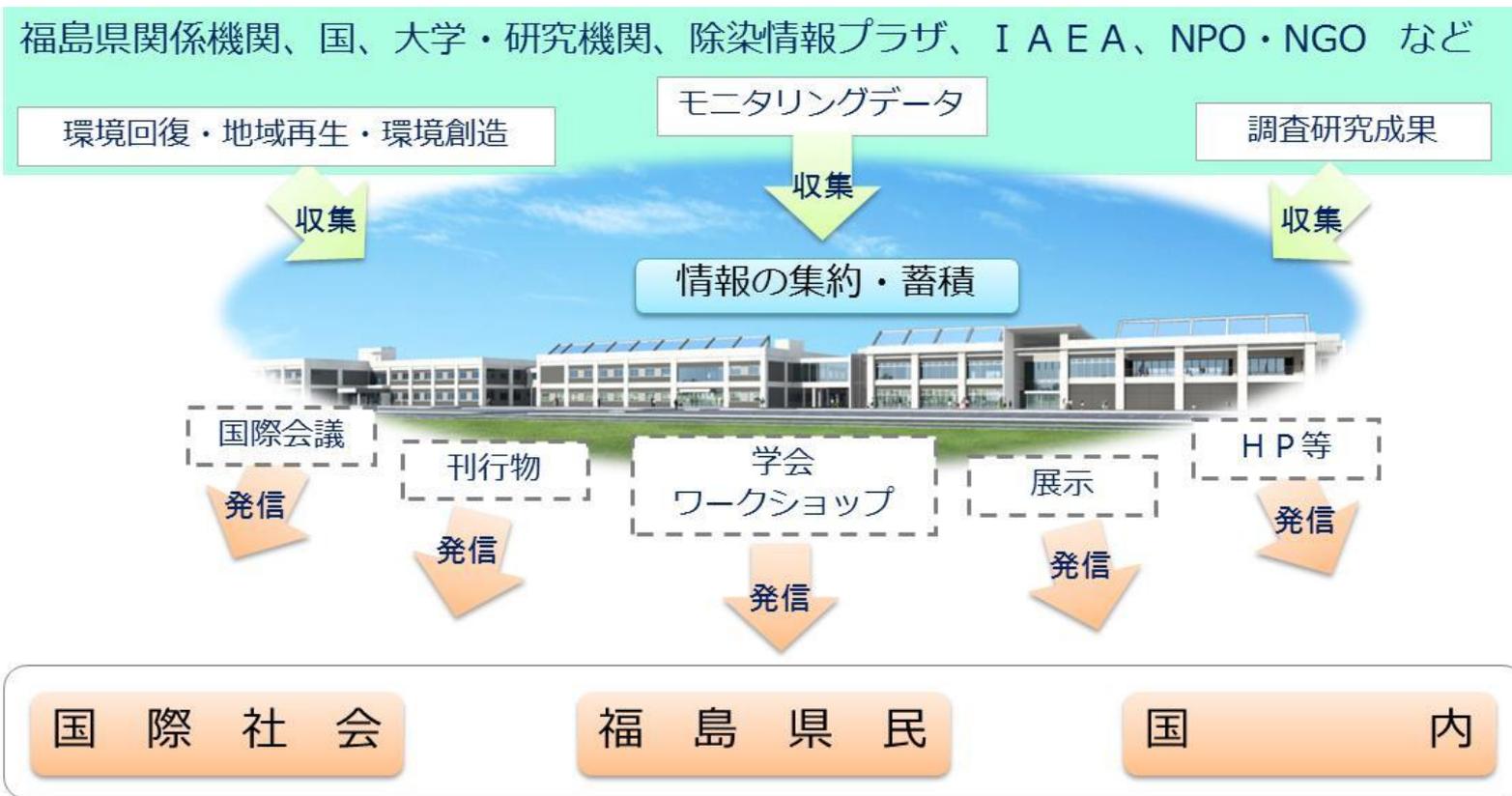
● 調査研究

- ① 放射線計測 ② 除染・廃棄物 ③ 環境動態 ④ 環境創造



● 情報収集・発信

- ① モニタリングデータの収集・発信
- ② 調査研究成果の収集・発信
- ③ 環境回復・地域再生・環境創造に関する情報の収集・発信
- ④ 交流棟における取組



福島県の環境回復・地域再生・環境創造などの理解促進
風評被害の防止

● 教育・研修・交流

- ① 環境放射能等に関する教育
- ② 環境の回復・創造に関する技術研修
- ③ 県民・NPO・関係機関等との交流



【経緯】

- ・中長期取組方針におけるフェーズ1が平成30年度に終期を迎える。
- ・この方針において、「各フェーズの終了時に、環境創造センターが取り組んだ成果を分析・評価した上で、次のフェーズ以降の方針を策定する。」とされていることから、フェーズ1における事業成果や原子力災害からの時間経過に伴う取り巻く環境の変化を踏まえたフェーズ2の方針策定を行う必要がある。
- ・このため、現在、フェーズ1の事業成果及びフェーズ2事業の方向性について、検討を進めているところ。

【フェーズ1における取り巻く環境の変化】

- ・福島第一原発事故から約7年が経過し、福島の復興及び再生が着実に進展した一方で、新たな課題が生じるなど県内を取り巻く環境は変化しつつあり、これらに対する取組が必要。
- ・具体的には、避難指示区域が解除となる一方で、生活環境の整備や産業の振興、人口減少対策等の課題や、中間貯蔵施設等が整備され、仮置場から除去土壌等が搬出され、輸送量は年々増加する予定。また、廃炉については、燃料デブリの取り出しが平成33年度内にいずれかの号機で開始される見込みであり、トリチウム水の取扱いについては、国委員会で検討中。
- ・平成29年5月、福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の復興拠点整備に関する制度の創設やイノベーション・コースト構想の法定化が規定。
- ・科学的根拠に基づかない風評被害や偏見・差別が残っていることから、平成29年12月、国が「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を取りまとめ。
- ・平成29年帰還困難区域で発生した林野火災のように、場所や時間を問わず発生する高線量地域での自然災害への対応が必要。

【フェーズ2事業の方向性】

- ・フェーズ1での課題や取り巻く環境の変化を踏まえた事業の推進。
- ・三機関、研究機関・大学等外部機関及び市町村との連携強化。
- ・モニタリングデータや調査研究成果などセンターの取組に関する情報発信の強化。